



本 県 の 住 宅 事 情

住宅調査の歴史

住宅数

所有の関係別住宅数

居室と畳数

1人当り畳数別世帯数

住宅の構造と腐朽破損の程度

住宅の建て方

建築の時期

家賃と間代

世帯主の職業と住宅の所有の関係

む す び

住宅調査の歴史

住宅についての統計をとるということは、戦災によって都市という都市の住宅が焼き払われることが無かつたならば、あるいは今日でも行われずにいたかも知れない。

従つて、昭和23年に常住人口調査の付帯調査として行われた住宅調査は、この種調査として始めて登場した。当時の書類として、内閣総理大臣芦田均あての昭和23年住宅調査統計表進達の伺いが残っている。

この第1回調査のあと、5年毎に調査が行われることになつて、昭和28年住宅統計調査が行われている。9月1日現在で調査は実施され、この時は23年の悉皆調査と違つて、全国各市の区域の6分の1抽出による標本調査であつた。この頃はいぜんとして、都市における住宅問題は深刻であつた。

昭和33年10月1日に第3回の住宅統計調査が実施された。調査の範囲は調査時期現在における本邦内地域のうち、市部7分の1、郡部14分の1の抽出率である。

本県での調査対象は次のとおり

	調査区数	調査戸数
市 部	459	23,440
郡 部	344	15,305

本稿はさき頃公表された、この33年の住宅調査の結果報告をもとにして、本県の住宅事情を眺めたものである。従つて掲載の各表は33年の調査結果表である。

なお、この外に、昭和25年と30年の国勢調査において住宅についての若干の調査項目が含まれている。

最近では、住宅についてはあまり騒がれなくなつたけれども、それでも都市における住宅難はいぜんとして続いている。量的にはだんだん解決されて来たようだが、質的にはまだまだというところであろう。

1. 住 宅 数

本県の住宅数の変せんを上記各調査で拾つて見ると、第1表のようになる。これで見ると、昭和23年から33年までの10年間に、約38,000戸増加している。

一方この間の世帯数の増加は10,710世帯で、その増加率2.8%にくらべると、住宅の増加率は10.8%で大きく上廻っている。

第1表 人口と住宅数の推移

調査の年	住宅数	人口	世帯数
昭和23年	350,289	2,044,578	379,728
25年	350,444	2,039,418	375,861
30年	368,029	2,064,037	382,315
33年	388,000	2,081,082	390,438

33年の調査では、住宅とは、1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築または改造された建物および建物内の完全に区画された部分をいい、「1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」ためには、(1)専用の出入口(2)専用の居室(3)専用の炊事用排水設備(4)専用の便所がととのつていることを条件としている。ただし、炊事用排水設備と便所については、それが共用の設備であつても、他の世帯の居住部分を通らずに、かつ、いつでも使用できるようになつているときはよいとしている。

住宅数を市郡別に見ると、第2表のように、市部175,000戸、郡部213,000戸となつており、毎月人口世帯異動調査(単県調査)による33年10月1日の世帯は、市部175,132世帯、郡部215,306世帯であるからほぼ合致する。30年国調の際と比較すると(33年の際と市郡を合致させて)30年は市部156,121戸、郡部211,908戸であるから、市部の増加率12.1%、郡部の増加率0.5%というわけで本県の住宅は都市での増加が目立っている。

住宅数と世帯数の関係は一応住宅難の目安となるものであるが、30年は96.2%であるが、33年は99.3%となつてい
る。この数字に関する限り住宅難の解消はあと一歩といつてよいところである。

第2表 居住状況および同居世帯数別住宅数 (単位戸)

地 域	住						宅				住宅以外 の建物
	総 数	同 居 世帯なし	同 居 世 帯 あり				一時現在 者のみの 住宅	空 家	建築中の 住宅		
			総 数	同居世 帯数1	同居世 帯数2	同居世 帯数3				同居世帯 数4以上	
県	388,000	373,000	8,200	7,200	630	160	150	1,500	5,100	1,100	2,200
市 部	175,000	165,000	5,800	5,000	570	150	110	740	2,700	760	1,100
郡 部	213,000	207,000	2,400	2,300	60	10	40	710	2,400	310	1,100

用語の解説

1. 一時現在者のみの住宅 一時現在者のみの住宅とは、たとえば、交代で寝泊りし、または使用しているが、そこに居住している人は1人もいない住宅をいう。
2. 空家 空家とは、現に人が居住していない住宅で、かつ一時現在者もないものをいう。
3. 建築中の住宅 建築中の住宅とは、住宅として建築中のもので、調査の時期に棟上げが終わつて（鉄筋コンクリート造りのアパートなどでは基礎打ちが完了して）から戸じまりができる程度にまでなつていない範囲のものをいう。ただし、戸じまりができるまでになつていなくても、人が居住していれば、完成した住宅としてある。
4. 住宅以外の建物 この調査では、住宅の要件の全部またはそのいずれかを欠いている建物でも、調査の時期に人が居住していれば、これを「住宅以外の建物」として調査対象としてある。

第3表 住宅および住宅以外の建物の種類ならびに世帯の種類別主世帯数 (単位戸)

地 域	総 数							数			
	総 数	住		宅			寄 宿 舎 下 宿 屋	非 住 宅			
	総 数	専用住宅	農 漁 業 併用住宅	商 工 業 併用住宅	その 他の 併用住宅						
県	383,000	381,000	205,000	124,000	43,000	9,000	600	1,600			
市 部	172,000	171,000	113,000	29,000	24,000	4,600	360	740			
郡 部	211,000	210,000	91,000	95,000	19,000	4,400	240	840			

地 域	普 通 世 帯							準 世 帯				
	総 数	住		宅			寄 宿 舎 下 宿 屋	非 住 宅	総 数	住宅	寄 宿 舎 下 宿 屋	非 住 宅
	総 数	専用住宅	農 漁 業 併用住宅	商 工 業 併用住宅	その 他の 併用住宅							
県	382,000	381,000	205,000	124,000	43,000	9,000	220	1,200	850	50	390	420
市 部	172,000	171,000	113,000	29,000	24,000	4,600	50	550	520	20	320	180
郡 部	210,000	210,000	91,000	95,000	19,000	4,400	170	600	340	30	70	240

用語の解説

1. 寄宿舍 寄宿舍とは、学生、労働者などの生計をともしない人の集まりが居住するために建築または改造された建物で営業用でないものをいう。
2. 下宿屋 下宿屋とは、学生などの生計をともしない人の集まりが居住するために建築または改造された建物で、営業用のものをいう。
3. 非住宅 住宅、寄宿舍、下宿屋以外の建物（たとえば工場、学校、会社などの事務室、小使室、宿直室、作業所などとして建てられた建物またはその一部で住宅に改造されていないもの）で、現に人が居住しているものをいう。
4. 世帯 「一般の家庭のように住居と生計をともしている人たちで、1人で1住宅をかまえて暮している人のような普通の世帯を普通世帯とした。間借りをして1人暮らしをしているようなものや、寄宿舍、下宿屋などに集まつて住んでいる人たち」のようなものを準世帯としてある。

第4表 住宅および住宅以外の建物の種類ならびに世帯の種類別主世帯人員 (単位人)

地域	総数							
	総数	住 宅						寄 宿 舎 下 宿 屋
		総数	専用住宅	農 漁 業 併用住宅	商 工 業 併用住宅	その他の併用住宅		
県	2,021,000	2,005,000	989,000	752,000	223,000	42,000	9,800	5,400
市 郡	847,000	837,000	516,000	174,000	125,000	21,000	7,500	2,500
郡 部	1,173,000	1,168,000	472,000	577,000	98,000	21,000	2,300	2,900

地域	普 通 世 帯							準 世 帯				
	総数	住 宅					寄 宿 舎 下 宿 屋	非住宅	総数	住 宅	寄 宿 舎 下 宿 屋	非住宅
		総数	専用住宅	農 漁 業 併用住宅	商 工 業 併用住宅	その他の併用住宅						
県	2,010,000	2,005,000	988,000	752,000	223,000	42,000	840	4,100	10,000	210	9,000	1,300
市 部	839,000	837,000	516,000	174,000	125,000	21,000	210	1,900	8,000	80	7,300	570
郡 部	1,171,000	1,168,000	472,000	577,000	98,000	21,000	630	2,200	2,500	130	1,700	710

用語の解説

1. 世帯人員 ここに登載してある世帯人員の結果数字は、調査員が申告義務者に世帯員の数を質問し、その答申にもとづいて調査票に記入した数を合算した結果により推計したもので、国勢調査の場合のように、個々の人により調査し、その人の数を数えあげて得た人口とは異なる。

第5表 世帯の種類別住宅に居住する同居世帯数および同居世帯人員

総 数		普 通 世 帯		準 世 帯	
同居世帯数	同居世帯人員	同居世帯数	同居世帯人員	同居世帯数	同居世帯人員
世帯	人	世帯	人	世帯	人
9,700	28,000	6,400	21,000	3,300	7,200

2. 所有の関係別住宅数

昭和33年の調査では、持家312,000戸、民営借家39,000戸、公営借家12,000戸、給与住宅18,000戸である。これを割合でみると、持家が81.8%、民営借家10.2%、公営借家3.1%、給与住宅4.7%となるが、23年の住宅調査では県平均では持家77.43%、借家18.14%、給与住宅4.43

%、市部では持家51.96%、借家32.87%、給与住宅15.17%、郡部では持家79.94%、借家16.69%、給与住宅3.37%であり、借家が減り、持家が増えるという移り変りが5%ばかりあつた。昭和30年の国調ではこの割合は持家81.9%、借家12.9%、給与住宅5.1%と、33年調査と殆ど変りがない。

第6表 所有の関係および居住室の畳数別住宅数 (単位戸)

所有の関係	総数	5畳以下	6~8	9~11	12~14	15~17	18~20	21~23	24~29	30~35	36~47	48~59	60以上
総数	381,000	5,700	34,000	34,000	71,000	40,000	42,000	29,000	63,000	33,000	23,000	6,000	2,200
持家	312,000	3,100	19,000	19,000	49,000	33,000	38,000	27,000	61,000	32,000	23,000	5,800	2,100
民営借家	39,000	2,300	12,000	8,100	7,400	3,900	2,300	1,200	1,200	360	320	80	10
公営借家	12,000	170	1,100	4,200	4,900	1,100	250	130	60	40	—	—	—
給与住宅	18,000	150	1,400	2,100	9,400	2,500	1,400	430	450	190	190	80	50

用語の解説

1. 居住室 居住室とは、居住のために使用する室で、就寝に供しうる室をいう。たとえば、居間、茶の間、寝室、客間、仏間、応接間、書斎、女中部屋などは居住室であり、台所(炊事場)便所、浴室、物置き、廊下、縁側などは居住室ではない。

3. 居住室と畳数

住宅の内容としての居住室と畳数について眺めてみよ

う。まず居住室であるが、県全体としては3.3室、市部は3.1室、郡部は3.5室で、これらはいずれも全国平均を下廻っている。これを28年の統計と比較すると、28年市部

では1戸当たり室数は2.8室となっており、室数でもやや増加の傾向を示す。

1戸当たりの畳数はどうか。県平均は20.1畳、市部は18.1畳、郡部は21.8畳となっており、畳数においても全国平均にやや及ばない。1戸当りの畳数の推移を見ると

23年調査では県平均17.87畳、市部14.91畳、郡部 18.16畳となつている。25年（国調）による県平均は18.63畳、28年の住宅調査では市部で 15.5畳、更に30年国調の県平均は19.12畳と漸次増加はしている。

第7表 住宅の種類別1戸当り居室数および1戸当り畳数
(一時現在者のみの住宅、空家および建築中の住宅を除く)

地 域	住宅総数		専用住宅		農漁業併用住宅		工商业併用住宅		その他の併用住宅	
	1戸当り 室 数	1戸当り 畳 数	1戸当り 室 数	1戸当り 畳 数	1戸当り 室 数	1戸当り 畳 数	1戸当り 室 数	1戸当り 畳 数	1戸当り 室 数	1戸当り 畳 数
全 国	3.6	20.7	3.3	17.6	4.5	28.5	3.8	21.2	4.0	23.1
市 部	3.4	18.6	3.2	16.4	4.5	28.4	3.7	20.0	4.0	21.9
郡 部	4.0	24.3	3.5	20.6	4.4	28.5	4.0	24.1	4.2	25.7
28年市部	3.3	17.1	3.1	15.7	4.4	27.1	3.6	19.2	3.9	21.2
茨城県	3.3	20.1	3.0	17.8	3.7	23.9	3.4	19.8	3.4	20.2
市 部	3.1	18.1	2.8	16.1	3.8	24.1	3.4	19.5	3.6	20.3
郡 部	3.5	21.8	3.2	20.0	3.7	23.9	3.4	20.2	3.3	20.0

居室数別に見た住宅数というのが第8表である。2室の住宅が最も多い。4室の家3室の家が次いで多い。

同居世帯の多いのは4室の住宅である。

第8表 同居世帯数および居室数別住宅数 (単位戸)

同居世帯数	総 数	1 室	2 室	3 室	4 室	5 室	6 室	7室以上
県 総 数	381,000	35,000	101,000	83,000	91,000	42,000	17,000	13,000
同居世帯なし	373,000	35,000	100,000	81,000	89,000	40,000	16,000	12,000
同居世帯あり	8,200	—	1,200	1,800	2,100	1,400	850	850
同居世帯数1	7,200	—	1,200	1,700	1,800	1,200	670	640
// 2	630	—	—	110	220	140	70	100
// 3	160	—	—	—	30	40	60	40
// 4以上	150	—	—	—	—	20	60	70

4. 1人当り畳数別世帯数

33年の調査では、1人当り、4畳から5畳未満の畳数に住む世帯が多い。

又、1人当り畳数の変せんは、23年の調査では県平均で3.15畳、市部で2.93畳、郡部で3.17畳が、25年の国調では県平均3.35畳、28年の住宅調査では市部3.1畳、30年の国調では県平均3.52畳となつている。

5. 住宅の構造と腐朽破損の程度

本県の住宅を木造と耐火造の別に分けると、全体の98.6%が木造である。耐火造はわずかに5,200戸である。

市郡別に見ると、市部では木造住宅が97.0%を占め郡部では殆どが木造住宅である。

これらの住宅の腐朽破損程度を見よう。修理を要しない住宅は全体の 43.8%の167,000戸で、耐火住宅は殆ど

第9表 1人当り畳数別世帯数

畳 数	世 帯 数
総 数	381,000
1.0 畳 未 満	2,700
1.0 ~ 1.4	12,000
1.5 ~ 1.9	24,000
2.0 ~ 2.4	46,000
2.5 ~ 2.9	42,000
3.0 ~ 3.4	45,000
3.5 ~ 3.9	34,000
4.0 ~ 4.9	65,000
5.0 ~ 6.9	60,000
7.0 ~ 9.9	30,000
10.0 畳 以 上	21,000

1人当り畳数=住宅全体の畳数÷主世帯人員

修理を要しない。小修理を要するのは39.8%の152,000戸、大修理を要するのは14.6%の56,000戸、危険または

修理不能は4,500戸ある。

第10表 腐朽破損の程度および住宅の構造別住宅数

(単位戸)

地域	総数	総数			修理を要しない		
		総数	木造	耐火造	総数	木造	耐火造
県	381,000	375,000	370,000	5,200	167,000	162,000	5,100
市部	171,000	168,000	163,000	4,900	79,000	74,000	4,900
郡部	210,000	207,000	207,000	290	88,000	88,000	250

地域	小修理を要する			大修理を要する			危険または修理不能 (ごう舎、仮小屋を除く)	ごう舎 仮小屋
	総数	木造	耐火造	総数	木造	耐火造		
県	152,000	152,000	120	56,000	56,000	10	4,500	1,400
市部	63,000	63,000	80	26,000	26,000	10	2,300	830
郡部	89,000	89,000	40	30,000	30,000	—	2,200	560

用語の解説

1. 木造 木造とは、住宅のおもな構造部分、すなわち、屋根、柱、土台、はり、外壁が木造のもの（木骨モルタル塗りおよび土蔵造りを含む）をいう。
2. 耐火造 耐火造とは、住宅のおもな構造部分が鉄骨コンクリート、コンクリートブロック、石造、れんが造金属などの耐火不燃性の材料で造られているものをいう。
3. ごう舎、仮小屋とは、住宅としての設備はととのついているが、臨時応急的に建てられた粗悪な建物で、長期にわたる使用に耐えないと思われる仮建築住宅をいう。
4. 修理を要しない 住宅の主要部分、すなわち、屋根、柱、壁、土台は少しも故障がなくて、その他の部分は故障があつても、しろうとが容易に修理できるものをいう。
5. 小修理を要する 住宅の主要部分には故障はないが、たとえば、外回りの板がところどころ落ちていたり、壁にひびが入つていたり、瓦が一部はずれていたり、また雨どいが破損してひさしの一部がとれているが、いずれもちよつとした部分的手入れで修理できるものをいう。
6. 大修理を要する 住宅の主要な部分に破損、腐朽または未完成なところがあつて、修理またはさらに工事をしなければ、家の寿命あるいは住み心地に影響があると思われるものをいう。
7. 危険または修理不能 もはや家の寿命がきていてこれ以上もたないと思われる住宅、災害で大破したままの住宅などで、柱の傾斜、床の傾斜、屋根のゆがみあるいは住宅の主要な部分の腐朽破損がはなはだしく、ちよつとした雨風、地震にも危険を感じる程度のものをいう。

6. 住宅の建て方

住宅の建て方別による住宅数は第11表のとおりとなっている。1戸建は全住宅の90.3%を占め、長屋建が7.4%、アパートは1.9%となつている。全国では1戸建が77.2%、長屋建が16.6%、アパートが5.6%、その他が0.6%で

第11表 住宅の建て方

	総数	1戸建	長屋建	アパート	その他
住宅数	381,000	344,000	28,000	7,300	1,400
割合	100	90.3	7.4	1.9	0.4

ある。全国に比較すると、本県は長屋建、アパートの割合が少い。

7. 建築の時期

住宅がいつ建築されたか、建築の時期別に分けると、戦後建築された住宅が109,800戸で全住宅の29.2%を占める。昭和28年の住宅調査では、県市部で戦後建築された住宅は21,000戸となつている。又23年の住宅調査では戦後建築は10.69%となつているが、この戸数は約37,500戸である。又この調査における市部での戦後建築は34.92%、郡部は8.31%となつている。

第12表 建築の時期別住宅数

総数	明治年間 とそれ以前	大正年間	戦前 (昭和16年以前)	戦時 (昭和17年～ 終戦時)	戦後 (終戦時～ 昭和25年)	昭和26年か ら昭和30年 まで	昭和31年	昭和32年	昭和33年
376,000	136,000	58,000	52,000	20,000	52,000	38,000	6,600	8,200	5,000

8. 家賃と間代

昭和33年の統計では1畳あたりの家賃と間代の調査が行われている。まず家賃についていうと、市部における家賃は郡部におけるよりも高く、所有の関係別では民営借家が最も高い。しかし、全国平均の家賃あるいは東京都における家賃と比較するといづれも安い。ただこの統計によると、民営借家の家賃114円というのは、33年の家賃の実情からは、随分安いのではないか。東京では、1畳千円という相場は大分前からいわれているが、この統

計によると398円と半分以下である。昭和28年の住宅調査では茨城県市部での家賃は平均で52円、民営借家で55円、公営借家が41円、給与住宅が26円であつたから、借家では約2倍になっている。

次に間代については、家賃と殆ど大差ないが、この間代についても、33年頃の間代の実態とは相当かけはなれているように感ずる。なお昭和28年の調査(市部)における間代は、持家78円、借家71円、給与住宅12円となつている。家賃階級別の借家人世帯を見ると、2,100円以内の家賃に居住している世帯が88%である。

第13表 所有の関係別1畳あたり家賃および間代

(単位円)

地域	家賃				間代				
	総数	民営借家	公営借家	給与住宅	総数	持家	民営借家	公営借家	給与住宅
本 県	75	102	97	19	121	127	102	35	52
市 部	81	114	100	22	141	155	106	35	49
郡 部	56	71	79	1	68	67	79	...	75
全 国	126	179	99	20	184	189	186	80	57
東 京 都	285	398	142	50	364	386	345	122	75

第14表 住宅の種類および家賃階級別主世帯数(借家に居住する普通世帯)

(単位世帯)

住宅の種類	総数	0円	1~299	300~599	600~899	900~1,199	1,200~1,499	1,500~1,799	1,800~2,099
総数	51,000	4,500	2,800	9,600	6,600	7,700	3,100	6,100	4,300
専用住宅	42,000	3,300	2,300	8,000	5,900	6,500	2,600	5,300	3,600
併用住宅	9,200	1,100	530	1,600	780	1,200	440	840	720
住宅の種類	2,100~2,399	2,400~2,699	2,700~2,999	3,000~3,499	3,500~3,999	4,000~4,499	4,500~4,999	5,000~5,999	6,000円以上
総数	990	1,800	300	1,300	320	330	110	260	530
専用住宅	880	1,500	270	820	190	120	20	100	180
併用住宅	110	340	40	520	130	210	80	160	360

9. 世帯主の職業と住宅の所有の関係

第15表がこの標題の関係を示している。業主は持家に住む者が殆どで(94.5%)あるが、民間の常用雇用者は

全体の49%が持家に住む。官公の常用労働者は持家に居住するものは59%である。給与住宅に居住する者は、民間の常用雇用者のうち、専門的技術的職業従事者および事務従事者と鉦工建設作業者が多い。

第15表 世帯主の職業・従業上の地位および住宅の所有の関係別主世帯数(普通世帯) (単位世帯)

所有の関係	総数	業 主					民 間 の 常		
		総数	農 林 水産業主	鉱, 工, 建設業主	販売サービスマスター	その他の業主	総数	会社, 団体の役員	専門的, 技術的職業従事者および事務従事者
総数	381,000	257,000	187,000	24,000	41,000	5,200	75,000	1,500	21,000
持家	312,000	243,000	185,000	20,000	33,000	4,200	37,000	1,300	11,000
民営借家	39,000	13,000	1,300	3,900	7,200	860	16,000	120	3,200
公営借家	12,000	900	20	270	430	180	5,700	40	2,100
給与住宅	18,000	110	20	40	40	10	16,000	60	4,700

所有の関係	用 雇 用 者				官 公 の 常 用 労 働 者			臨 時 日 雇	無 職 業 者
	鉱, 工, 建設業者	運輸従事者	販売, サービス従事者	その他の金銭労働者	総数	技術的および事務的公務従事者	その他の公務従事者		
総数	36,000	5,800	6,400	4,200	27,000	20,000	6,600	8,800	13,000
持家	16,000	3,300	3,600	2,600	16,000	14,000	2,400	5,500	10,000
民営借家	7,900	1,500	1,900	1,400	4,000	2,700	1,300	2,800	2,700
公営借家	2,600	490	370	30	4,600	2,900	1,800	390	390
給与住宅	10,000	500	600	180	1,900	720	1,200	50	80

10. む す び

以上が、簡単ながら昭和33年の本県の住宅についての紹介である。数字が語る内容と、我々が実際に本県に居住していて、身近に感じる住宅事情とは、おそらくどこか異つたところがあるに違いない。

又現在の住宅問題は、土地の問題とも深く関係して来

ている。一概に住宅難を解消する方策といつても、容易なことではないと考えられる。

この33年の住宅調査では、住宅難をうつたえている世帯が全国で2,268千世帯もあり、その中でも狭小過密居住世帯が多いが、日本の人口は、現在、ともかくピークに向つて増加中なのであるから、これからも住宅に関しては、絶えざる関心が払われなければならないだろう。

表 紙 の 弁

どんな本にしろ、1冊の本を作るとき、表紙をどんな風にデザインしようかと、大抵の編集者は気を使っているようである。「統計茨城」も、このところ毎年のように表紙を取り換えているが、いつも編集者のほくそえみに終つているようだ。自己満足というやつである。

一昨年の表紙は小学校の窓ガラスを見てヒントを得たもので、昨年は写真画報で、フィリッピンの野外休憩所を見て考えついた。

それらが統計雑誌の表紙と何の関係があるのだといえ、実は何の関係もないことで、そもそもそれが間違つているのだろう。私の狙つたのは、いかにもそれらしい感じ、何となくひよいと目を止めたくなる感じ、はやりの言葉でいえば、意味がありそで、なごやかなデザインである。

素人の考えるデザインだから、所詮さわものである。

今度5月号から新しい表紙にしたが、この模様は県庁新庁舎の横面に張られたタイルの模様である。亀を結城紬の模様化したもので、本物は中華料理店の感じのするものだが、これを写真に撮つて、一色で刷つてみた。だが出来上つたものは、矢張りひとりよがりのものであつたようだ。